

南紀白浜空港特定運営事業等

基本協定書

目 次

第1条	(定 義)	1
第2条	(趣 旨)	2
第3条	(基本的合意)	2
第4条	(SPC の設立)	2
第5条	(SPC の株主)	3
第6条	(運営権の設定)	5
第7条	(実施契約の締結)	5
第8条	(資金調達協力義務)	7
第9条	(実施契約の不成立)	8
第10条	(秘密保持)	8
第11条	(本協定の有効期間)	9
第12条	(協 議)	9
第13条	(準拠法及び裁判管轄)	9
別紙 1	SPC 設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧	11
別紙 2	株主誓約書の様式	12

南紀白浜空港民間活力導入事業に関して、和歌山県（以下「県」という。）と〇〇は、以下のとおり基本協定を締結する。

（定 義）

第 1 条 本協定において、

- (1) 「運営権」とは、本空港について、第 6 条に基づき平成 30 年 6 月 29 日付で SPC に設定される予定の PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (4) 「事業期間」とは、実施契約で定められる空港運営事業期間及びビル施設運営等業務期間の総称をいう。
- (5) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、県と SPC との間で締結される南紀白浜空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約をいう。
- (6) 「代表事業者」とは、優先交渉権者構成員のうち、提案書類に代表事業者として記載された〇〇いう。
- (7) 「提案書類」とは、優先交渉権者が平成〇年〇月〇日付で提出した第一次審査書類及び平成〇年〇月〇日付で提出した第二次審査書類、並びに本事業の実施に係るその他の提案書類一式（第一次審査書類及び第二次審査書類についての確認事項回答文書、その他提案書類一式に関して県が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）を含む。）を含む。）をいう。
- (8) 「ビル施設事業者」とは、南紀白浜空港ビル株式会社をいう。
- (9) 「ビル施設事業者株式」とは、ビル施設事業者の発行済株式をいう。
- (10) 「ビル施設事業者株式譲渡予約契約」とは、県が各ビル施設事業者株主との間で締結した、ビル施設事業者株式にかかる株式譲渡予約契約を個別に又は総称していう。
- (11) 「ビル施設事業者株主」とは、ビル施設事業者の株主をいう。
- (12) 「募集要項」とは、県が平成 29 年 11 月 21 日付で公表した、南紀白浜空港民間活力導入事業募集要項をいう。
- (13) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答その他これらに関して県が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (14) 「本議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。

- (15) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。
- (16) 「本空港」とは、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 5 条第 1 項、空港法施行令（昭和 31 年政令第 232 号）第 1 条第 3 項において特定された南紀白浜空港をいう。
- (17) 「本事業」とは、地方管理空港特定運営事業として、実施契約に基づき本空港において要求水準書に従って実施される事業として実施契約に規定される各事業の総称をいう。
- (18) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (19) 「優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定された〇〇いう。
- (20) 「優先交渉権者構成員」とは、優先交渉権者を構成する法人であって、本議決権株主である〇〇をいう。
- (21) 「要求水準書」とは、南紀白浜空港民間活力導入事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。

（趣 旨）

第 2 条 本協定は、募集要項等に定める手続により、優先交渉権者構成員が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、優先交渉権者構成員が本事業を実施するために第 5 条に基づき今後設立する SPC をして、第 7 条に基づき県との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、県と優先交渉権者構成員が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

（基本的合意）

第 3 条 県及び優先交渉権者構成員は、優先交渉権者が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 優先交渉権者構成員は、募集要項等に記載された条件を遵守のうえ、県に対し提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

（SPC の設立）

第 4 条 優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を県に提出しなければならない。

- (1) SPC は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

- (2) SPC は、ビル施設等運営業務開始日（実施契約に定める定義による。）における資本金と資本準備金の合計額が〇億円以上であること。
 - (3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (4) SPC の定款に、実施契約締結時において、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を置く規定があること。
 - (5) 本議決権株主が、第 5 条第 2 項第 5 号の違反となる者でないこと。
 - (6) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 優先交渉権者構成員は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人を県に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 すべての優先交渉権者構成員は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、**別紙 1** に優先交渉権者構成員の出資額として記載されている金額の出資をし、かかる出資に対応する本議決権株式の割り当てを受けるものとする。

- 2 優先交渉権者構成員は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、**別紙 2** 記載の様式の誓約書を提出するものとする。
- (1) 本議決権株主は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、①他の本議決権株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けるものとする。
 - (2) 本議決権株主は、前号の規定に従い県の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、**別紙 2** 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出せしめるものとする。
 - (3) SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合において株主総会の決議が必要となるときは、本議決権株主は、県の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。ただし、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行する場合、本議決権株主は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。

- (4) 本議決権株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分してはならない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 167 条の 4 のために該当しない者であること。
 - ② 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）暴力団対策法第 2 条第 2 号に該当する団体（以下本号において「暴力団」という。）
 - （イ）法人の代表者（個人である場合には当該個人）が暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下本号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下本号において同じ。）である者
 - （ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （エ）自社（個人である場合は自己）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （オ）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ）契約相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - ③ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本議決権株主は、SPC が、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を経営する者、その親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する者をいう。）及びそれらの子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する者をいう。）（以下「航空運送事業者」と総称する。）並びに航空

運送事業者の関連会社（会社法施行規則第2条第3項第20号に規定する者をいう。）（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社となるような態様での株式処分その他の行為をしてはならない。

(6) 本議決権株主は、株主間契約（2者以上の本議決権株主との間で締結される、SPCにおける本議決権株主の出資割合、議決権割合又はSPCの運営に関するすべての契約をいう。）を締結した場合、その写しを県に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知する。

3 本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について前項第1号又は第3号の県の事前の承認を求めた場合において、①本議決権株式の処分又は割当が前項第4号に定める要件を満たしており、②当該処分又は割当によってもSPCが前項第5号に違反せず、かつ、③当該本議決権株式の処分先及び割当先が、(i)当該処分先又は割当先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること及び(ii)当該処分又は割当がSPCの事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、県は、原則として当該株式処分又は新規発行を承認する。

（運営権の設定）

第6条 県及び優先交渉権者構成員は、第4条に定めるSPC設立後速やかに、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、SPCに本事業の運営権を設定するとともに、当該運営権の設定日と同日に次条に定める実施契約を締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

2 前項の運営権に基づく空港運営事業（実施契約に定める定義による。）は、実施契約で別途定める前提条件をSPCが充足することを停止条件として開始するものとする。

3 第1項に定める運営権の登録申請書の作成その他運営権の登録に必要な費用等は、優先交渉権者構成員又はSPCがこれを負担するものとする。

4 優先交渉権者構成員は、SPCが、次条に定める実施契約の締結前に、ビル施設事業者株式譲渡予約契約に規定されるビル施設事業者の発行済株式の譲渡の予約完結権を取得した場合であっても、SPCをして、実施契約締結前に同権利を行使させないものとする。

（実施契約の締結）

第7条 県及び優先交渉権者構成員は、前条に定める運営権の設定と同日に、募集要項等に記載された条件及び提案書類に基づき、県とSPCとの間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、県は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

2 優先交渉権者構成員は、県から請求があった場合には速やかに、県に対し、提案書類の詳細を明確にするために必要又は相当として県が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。

3 前項に基づき提案書類を明確にする過程において、県が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。

4 県は、募集要項等の定めるところに従い、実施契約の締結日までに「国際線受入機能を有したターミナルの整備業務」¹について提案書類に基づく要求水準を定めるものとする。

5 優先交渉権者構成員は、SPCの設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、優先交渉権者構成員は、SPC設立に際して、それ以前に優先交渉権者構成員が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

6 県は、実施契約の締結がなされる前に優先交渉権者構成員のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき（第6号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。

(1) 本事業に関し、優先交渉権者構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 本事業に関し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、優先交渉権者構成員が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体が第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者構成員又は優先交渉権者構成員が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは同第2号の規定に違反する行為があったとされた期間及

¹ 運営権者自ら設計及び施工を行う場合に限る。

び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本事業に関し、優先交渉権者構成員（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。
- (5) 優先交渉権者構成員が、PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。
- (6) 優先交渉権者構成員が、偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続において優先交渉権者として選定されたとき。
- (7) 次のアからキのいずれかに該当したとき。
 - ア 暴力団対策法第2条第2号に該当する団体（以下本号において「暴力団」という。）
 - イ 法人の代表者が暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に定める暴力団員（以下本号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下本号において同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 契約相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 県及び優先交渉権者構成員は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（資金調達協力義務）

第8条 優先交渉権者構成員は、提案書類の定めに従い、SPCへ出資し、SPCへの出資

者を募り、また、SPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるものとする。

（実施契約の不成立）

第9条 優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、以下のとおりとする。

- (1) 既に県及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用は、すべての優先交渉権者構成員が連帯して負担する。
- (2) 県は、優先交渉権者構成員に対して、違約金として、金1億円を請求することができる。この場合、すべての優先交渉権者構成員は連帯して当該違約金を支払う。
- (3) 前号の規定は、県に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、県が優先交渉権者構成員に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

2 県の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、県と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。

3 県及び優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（和歌山県議会において実施契約の締結に必要となる議決が得られないことを含む。）により、実施契約の締結に至らなかった場合は、既に県及び優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（秘密保持）

第10条 県及び優先交渉権者構成員は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会により開示が命ぜられた場合、法令等により開示が必要とされる場合、優先交渉権者構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、県が和歌山県情報公開条例（平成13年静岡県条例第2号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある県若しくは優先交渉権者構成員の従業員等（県の職員及び優先交渉権者構成員の役員を含む。）若しくは県若しくは優先交渉権者構成員の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある優先交渉権者構成員の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、県及び優先交渉権者構成員と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定締結の日から空港運営事業開始日(実施契約に定める定義による。)までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと県が判断して代表事業者に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、次項並びに前2条及び第13条の規定の効力は存続するものとする。

2 本協定の終了後においても、本議決権株主が本議決権株式の処分又は新規発行について県の事前の承認を求めた場合、第5条第3項に記載の条件がすべて充足された場合には、県は、原則として当該株式処分又は新規発行を承認する。

(協 議)

第12条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、県と優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は和歌山地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書4通を作成し、県並びに代表事業者及び各優先交渉権者構成員は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

県

住 所 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県知事 仁坂 吉伸

〇〇

住 所 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇

別紙1 SPC設立時の優先交渉権者構成員の出資一覧

〇〇 〇〇円

別紙2 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

平成 年 月 日

和歌山県知事 〇〇 〇〇 殿

住所 〇

代表取締役 〇

〇（以下「当社」という。）は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、【県及び〇、〇との間の南紀白浜空港特定運営事業等基本協定書／県及び〇（以下「SPC」という。）間で締結される南紀白浜空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書】²に定めるとおりとします。

記

1. SPCが、平成〇年〇月〇日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 当社は、本議決権株式（当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。）について、①他の本議決権株主、又は、②県との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）先として認められた者（もしあれば。）以外の第三者に対して処分を行うとときは、書面による県の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して本議決権株式を処分した場合には、当該本議決権株式の処分価格相当額の違約金を支払うこと。
3. 当社は、前号の規定に従い、県の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、当該処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出せしめるものとする。

² 本誓約書提出時点でいずれか有効な協定又は契約を引用するものとします。

4. SPC が、新たに本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、県の事前の書面による承認を得たうえで、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする（ただし、SPC が、本議決権株主に対して本議決権株式を発行しようとする場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を自由に行使することができるものとする。）。
5. 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る本議決権株式を処分しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年勅令第 16 号）第 167 条の 4 の定め該当しない者であること。
 - ② 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しない者であること。
 - （ア） 暴力団対策法第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （イ） 法人の代表者（個人である場合には当該個人）が暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ） 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （エ） 自社（個人である場合は自己）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （オ） 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （カ） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ） 契約相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - ③ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤ 会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
6. SPC は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業を営業者、その親会社及びそれらの子会社（以下「航空運送事業者」という。）

並びに航空運送事業者の関連会社（その子会社を含む。）の子会社又は関連会社ではないこと。

7. 当社は、SPC が前号の要件に違反することになるような態様での株式処分その他の行為をしないこと。
8. 当社は、株主間契約（2 者以上の本議決権株主との間で締結される、SPC における本議決権株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関するすべての契約をいう。）を締結又は締結後に変更した場合、その写しを県に提出する（また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知する）ものとする。
9. 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所、監督官庁、金融商品取引所又は金融商品取引業協会により開示が命ぜられた場合、法令等により開示が必要とされる場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、又は①当該情報を知る必要のある当社の従業員等（役員を含む。）若しくは当社の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、若しくは②当該情報を知る必要のある当社の親会社、子会社、関連会社その他関係会社としてあらかじめ県との間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくはそれら会社等の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないこと。
10. 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は和歌山地方裁判所とすること。